

## 香取市暴力団排除条例(案)解説

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条は、条例に定める事項と、条例の目的を規定するものです。

暴力団は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」といいます。)第2条第2項において、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義されています。

本条例は、社会全体として、地域社会に根付き害悪をもたらしている暴力団の実態を認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本に、市、市民、事業者、関係機関・団体等が連携・協力して、市町村民の生活や事業活動からの暴力団の排除を推し進めるためのものです。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

### 【解説】

本条は、本条例において規制対象となる暴力団等の用語についての定義を定めるものです。

各用語は、暴力団対策法等を引用したものです。

なお、暴力団、暴力団員の認定については、警察が暴力団対策法に基づき実施しているところですが、その認定基準については、暴

力団対策法の規制に係るものとして全国一律的なものとなり、厳格な審査を経て行われているものです。

この基準については、対象となる暴力団の規制逃れを阻止する上で、公にすることはできないものとなっています。

しかし、暴力団や暴力団員の認定については、暴力団対策法の施行から約20年が経過し、かつ、貸金業法等の各種業法でも許認可の欠格要件として定められているなど、法的にも確立されたものとなっています。

#### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

#### 【解説】

本条は、暴力団の排除を進める上での考え方等の基本を示すものです。

暴力団の排除を進めるためには、反社会的集団である暴力団が社会的に黙認・容認されているという社会的な風潮を払拭する必要があるため、暴力団の悪質な実態を認識すること等を基本として掲げています。

第2項は、暴力団の排除を進めるためには、対暴力団という性質のものであるため、個人ではなく、社会全体としての連携・協力を図る必要があることを掲げています。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、千葉県(以下「県」という。)その他の関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったとき

は、県又は市の区域を管轄する警察署(以下「管轄署」という。)に対し、当該情報を提供するものとする。

**【解説】**

本条は、市町村が行う暴力団の排除についての基本的な責務を規定するものです。

第1項は、社会全体としての暴力団の排除を推進する上で、市民にとって最も身近な地方公共団体である市が、地域における総合的な施策を推進することを規定するものです。

第2項は、国や県、他の市町村等の行政機関や、暴力団の排除における重要な役割を有する関係団体に対し、市自らの姿勢として連携を図ることを規定するものです。

第3項は、市がその事務・事業や、市民からの相談等を通じて得た暴力団の排除に資する情報について、県や香取警察署に提供することを規定するものです。

これは、暴力団の排除施策を行う県の知事部局との施策推進上の均衡を図るとともに、暴力団対策を所管する警察への情報提供を行うことにより、取締りの強化を図るためのものです。

また、千葉県暴力団排除条例(以下「県条例」といいます。)第10条には、「県は、市町村が実施する暴力団の排除に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。」と規定されています。

**(市民の責務)**

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互の連携及び協力を図りつつ、自主的な暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

**【解説】**

本条は、暴力団の排除を推進する上で市民が果たすべき責務を規定したものです。

第1項は、有志の住民による取組は、暴力団事務所の使用差止めに見られるように、暴力団の排除を進める上で極めて有効なものと考えられます。

一方で、暴力団の安定した勢力が維持されている背景には、暴力団の存在が地域社会で黙認・容認されているという実態があることから、このような意識を払拭し、暴力団排除気運の醸成を図るため、市民の責務を定めるものです。

第2項は、暴力団によって敢行される不当要求について、これを拒否するために必要な措置を講じ、暴力団との関係の遮断を図るための規定です。

第3項は、暴力団の排除に資する情報について、広く市民からの提供を求めるための規定です。

この情報提供によって、施策としての暴力団の排除の実効を期すとともに、暴力団に対する取締の強化を図るものです。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団員等による不当な要求があった場合には、市に対する相談その他の当該不当な要求を排除するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

#### 【解説】

本条は、事業者の中に、暴力団を利用する者、暴力団を支援する者、暴力団と共生する者が存在し、これらの者からの資金提供が暴力団の安定した勢力維持に繋がっているという実態を考慮し、

○暴力団と関与を持つ事業者がその関係遮断を図ること

○健全な事業者による暴力団の排除の取組を促すこと

を図るため、事業者がその行う事業活動に関して暴力団排除に努めることを規定するものです。

第2項と第3項については、市民の責務と同様の趣旨です。

#### (運用上の注意)

**第7条** この条例の運用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

**【解説】**

本条は、暴力団の排除を推進するための取組が、善良な市民や事業者に向けられ、又はその取組の過程において市民や事業者に負担を強いることによって、不当な侵害が生じることのないよう、条例の運用上の注意を定める規定です。

**(推進体制の整備)**

**第8条** 市は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体が相互に連携をして暴力団の排除を推進できる体制を整備するものとする。

**【解説】**

本条は、暴力団の排除が、市、市民、事業者等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならないことを踏まえ、市が行う暴力団の排除の施策、市民等への支援（情報提供等）が効果的に行われるための推進体制を整備することを定める規定です。

**(市の事務等からの暴力団の排除)**

**第9条** 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下この条において「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団密接関係者」という。）を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

**【解説】**

本条は、市民の税金である公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、市の事務又は事業で暴力団に利益を与えないための措置を講ずることを定める規定です。

○法律に基づく事務・事業からの排除

法律の制度上、暴力団員が欠格要件になっていないものについては、その制度の中で排除の措置を講ずることは困難であると考えます。

しかし、法律の制度を遵守しつつも、その運用の中で、暴力団を排除するための措置を講ずることは可能であると考えます。

例としては、公共工事については、地方自治法や地方自治法施行令との関係から、暴力団企業の入札参加等を「違反行為」とすることは困難です。

しかし、地方公共団体も契約行為においては、私的経済主体（契約に係る当事者）であることから、契約自由の原則（相手方選択の自由等）に基づき、暴力団企業の入札参加の制限や、当該企業との契約締結しないという措置を講ずることは可能であると考えます。

○暴力団の排除の措置を講じる事務・事業の範囲

暴力団の排除の措置を講じる市の事務等の範囲は、「暴力団を利することとならないよう」にするべき事務・事業の全てです。

なお、事務事業の中でも、個人としての権利保護に根ざし、暴力団の排除の措置を講ずることのできない事業等は除かれます。

暴力団員等と密接な関係を有する者とは、暴力団員ではないが、暴力団との関係を有し、暴力団組織力の維持拡大につながるような助長行為を行う者のことです。

第2項は、市の事務・事業からの暴力団の排除を行う上での暴力団に関する情報を収集するための根拠となるものです。

○意見を聴く具体的な手続

具体的な手続としては、市長と香取警察署長との間で協定書を締結し、意見や情報の提供の方法を取り決めることとなります。

第3項は、当事者間の契約だけでなく、その下請等の関連契約からの暴力団の排除を推進するための規定です。

なお、県の公共工事、物品調達では、平成23年4月1日から実施されています。

(県への協力)

**第 10 条** 市は、県の求めに応じ、県が実施する暴力団の排除に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

**【解説】**

本条は、市自らの姿勢として、県からの求めに応じて施策に関する必要な協力を行うことを定める規定です。

市が行う協力は、「必要な協力」であり、県の求め全てに応じるものではありません。

ただし、暴力団の排除については、県下での統一的な施策の展開が必要であること、また、より市民に身近な市の協力を得られなければ施策展開が困難な場合が多いことから、県の求めに応じて、市が協力をすることを規定するものです。

**(市民等に対する支援)**

**第 11 条** 市は、市民、事業者及び関係団体(以下「市民等」という。)が基本理念にのっとり暴力団の排除に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

本条は、暴力団の排除に取り組む市民等に対して、市が情報提供等の支援を講ずることを定める規定です。

**(広報活動の充実等)**

**第 12 条** 市は、暴力団の排除についての市民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

本条は、暴力団の存在が黙認・容認されている社会的な状況を払拭して、市民等における暴力団排除の気運の醸成を図るために、市が広報活動を行うことを定める規定です。

**(管轄署との連携等)**

**第 13 条** 市は、第 11 条に規定する支援及び前条に規定する措置を講ずるに当たっては、管轄署との連携を図るものとする。

2 市は、警察本部長が暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して講ずる保護の措置について、必要な協力を行うものとする。

## 【解説】

第1項は、市が行う支援や広報活動に関して、その実効性を高めるために、管轄署との連携を図ることを定める規定です。

### ○連携を図る必要性

市民に対する支援や広報活動を展開するためには、暴力団の情勢に関する情報が必要となり、これは警察が把握しているものです。

よって、これらの支援等の実効性を高めるために、市と管轄署が連携を図る必要があります。

第2項は、警察が行う保護措置に関して、市が必要な協力を行うことを定める規定です。

### ○必要な協力の範囲

対暴力団という性質から、市が正面から保護措置を講ずることまで想定するものではありません。あくまで保護の実施は警察が行うものです。

なお、県条例第13条には、「警察本部長は、暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護の実施及び保護体制の確立、資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

## (少年の健全な育成を図るための措置)

第14条 市は、市が設置する小学校及び中学校において、児童又は生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、県との連携を図るものとする。

## 【解説】

本条は、物事の良し悪しを判断する能力に乏しい少年が安易に暴力団との関係を構築しないよう、その健全な育成を図るため、学校教育の中で暴力団排除に関する措置が講じられるようにするための規定です。

第2項は、県で実施されている少年の健全な育成を図るための措置との均衡を図るために、その具体的方法等に関して県と連携することを定める規定です。

(利益の供与の禁止)

第 15 条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与(金品その他の財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。)をしてはならない。

2 市民及び事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

【解説】

本条は、県条例でも規定されている利益供与について、これが社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために定める規定です。

本条については、勧告等の措置を設けていませんが、本条例においても明確に禁止を定めない場合、市ではこれが認められているという誤った解釈を生じることとなることから、明確に定めるものです。

なお、県条例では、勧告等の措置を講ずるために、対象を「事業者」と限定していますが、本来的には誰であっても行うべきではない行為であることから、県条例を補完する形で、本条例では市民に対しても行為規範として示すものです。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定める事項の他に、施行に必要な事項は規則で定めま

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を定めるものです。